

松阪中央総合病院の院外処方箋における  
事前合意に基づく調剤内容変更  
プロトコル

松阪中央総合病院 薬剤部

2023年5月 作成

## 目次

1. 概要 .....	1
2. 目的 .....	1
3. プロトコル合意の手続き .....	1
4. プロトコル合意の撤回 .....	1
5. 保険薬局におけるプロトコル運用の流れ .....	2
6. 当院におけるプロトコル運用の流れ .....	2
7. プロトコルの対象となる処方 .....	2
8. プロトコルの対象とならない処方 .....	2
9. プロトコル .....	3
A) 薬剤の変更 .....	3
A-1 : 同一成分の銘柄変更 .....	3
A-2 : 規格変更（内服） .....	3
A-3 : 規格変更（外用） .....	3
A-4 : 剤形の変更 .....	4
A-5 : 配合剤の変更（単剤から配合剤） .....	4
B-1 : 頓用あるいは回数指定用法追記 .....	5
B-2 : 回数指定の用法変更（点眼薬） .....	5
C-1 : 連日投与しない指示のある薬剤の日数調節 .....	5
D-1 : 一包化調剤 .....	6
E-1 : 疑義照会済みの事例 .....	6
10. 問い合わせ先 .....	7

## **1. 概要**

薬剤師による疑義照会は薬剤師法 24 条に基づく義務であり、医薬品の適正使用を行う上で極めて重要である。一方で、疑義照会の内容としては形式的で、患者、処方医師および薬剤師の負担となる事例も見受けられる。

調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実を図る目的で、厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日）を踏まえ、当院で作成し保険薬局と事前に合意したプロトコルにより、薬剤師法第 23 条第 2 項における医師・歯科医師の同意が包括的になされたものとして、保険薬局薬剤師が調剤内容の変更を行うことを可能とする。なお、本件は薬剤師法 24 条の問い合わせ義務を省略するものではない。

## **2. 目的**

松阪中央総合病院（以下、当院）が発行する院外処方箋について、事前合意に基づく調剤内容変更プロトコル（以下、プロトコル）を適用し運用することで、外来診療における調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会にかかる医師の負担の軽減（医師業務のタスクシフト推進）を図る。

## **3. プロトコル合意の手続き**

院外処方箋における事前合意に基づく調剤内容変更プロトコル（プロトコル）を十分に理解し同意が得られた場合に、合意書の締結をもって行う。この合意手続きは三重県地域薬剤師会または三重県薬剤師会未加入の保険薬局（店舗ごと）に行う。

## **4. プロトコル合意の撤回**

本プロトコルの合意（三重県地域薬剤師会との合意を含む）継続が困難と判断した場合、当院は保険薬局に対し合意撤回通知書により合意を撤回することができる。

## 5. 保険薬局におけるプロトコル運用の流れ

- 1) 処方箋を応需する。
- 2) プロトコルに該当する事例の場合、プロトコルに従って調剤内容を変更し、交付を行う。その際、患者には十分な説明を行い、変更内容について同意を得る。
- 3) 処方箋の備考欄に該当プロトコルNo. および変更した調剤内容を記載し、次、開院日朝までに当院設置されているFAXステーション(0598-25-6337)に送信する。

## 6. 当院におけるプロトコル運用の流れ

- 1) 変更内容が記載された処方箋をFAXステーションから医事課で受け取る。
- 2) 受け取ったFAXの内容に問題がなければ、変更内容を電子カルテに訂正する。不明瞭な点があった場合には保険薬局へ確認し対応する。
- 3) 変更内容が記載された処方箋のFAXは、医師補助にて入力し医師に確認。

## 7. プロトコルの対象となる処方

- 1) 薬剤師から患者へ十分な説明を行い、調剤内容の変更について同意が得られた処方。
- 2) 患者にとって不利益が生じない処方。
- 3) 薬物動態または薬効にほとんど影響がないと薬学的に判断できる処方。
- 4) 適応外使用に該当しない処方。

## 8. プロトコルの対象とならない処方

以下の場合は疑義照会が必要。

- 1) 麻薬、注射薬、抗がん薬、免疫抑制薬、抗てんかん薬、漢方薬（銘柄変更）、各プロトコルに該当しない処方。
- 2) 医師からの指示、後発品へ変更不可の指示がある処方。
- 3) プロトコル適用が不明確な処方。
- 4) 判断に迷う処方。

## 9. プロトコル

### A) 薬剤の変更

#### A-1 : 同一成分の銘柄変更

先発品から先発品、後発品から先発品もしくは他の後発品へ変更を行う。

##### 【適用条件】

- ・ 患者に薬剤名（銘柄）、外観、薬剤料等の違いを十分説明して同意が得られていること。

##### 【例】

- ・ アムロジン OD錠 5mg（先発品） → ノルバスク OD錠 5mg（先発品）
- ・ アムロジピン OD錠 5mg「○○」（後発品）  
→ ノルバスク OD錠 5mg（先発品）
- ・ アムロジピン OD錠 5mg「○○」（後発品）  
→ アムロジピン OD錠 5mg 「☆☆」（後発品）

#### A-2 : 規格変更（内服）

複数規格の製剤がある場合、他の規格の製剤を用いて調剤を行う。

剤形変更は伴わない。

アドヒアラנסの改善等の患者理由により変更を行う。

##### 【適用条件】

- ・ 患者に薬剤の用法・用量、外観、薬剤料等の違いを十分説明して同意が得られていること。

##### 【例】

- ・ ノルバスク OD錠 5mg 1回 0.5錠（先発品）  
↔ アムロジピン OD錠 2.5mg 1回 1錠（後発品）
- ・ ガスター散 2% 1回 10mg (0.5g)（先発品）  
↔ ファモチジン 10%散 1回 10mg (0.1g)（後発品）

#### A-3 : 規格変更（外用）

複数規格ある貼付剤、湿布薬、軟膏、クリーム等において、他の規格の製剤を用いて調剤を行う。

##### 【適用条件】

- ・ 総量が変わらないこと。
- ・ 使用量・使用期間に注意し、適切な期間で使い切ることが可能であること。

- ・患者に薬剤の用法・用量、外観、薬剤料等の違いを十分説明して同意が得られていること。

**【除外条件】**

- ・軟膏⇨クリーム⇨ゲル 等、製剤変更を伴う場合は対象外とする。

**【例】**

- ・マイザ一軟膏 0.05% (5g) 2本  
⇨ マイザ一軟膏 0.05% (10g) 1本

**A-4 : 剂形の変更**

患者の利便性向上のために、複数の剤形がある場合、他の剤形を用いて調剤を行う。

**【適用条件】**

- ・患者の薬剤の用法・用量、外観、薬剤料等の違いを十分説明して同意が得られていること。

**【除外条件】**

- ・外用塗布剤は対象外とする。

**【例】**

- ・一般名処方 (10 mg × 1錠) 先発薬価 10点 ⇨先発医薬品 (5 mg × 2錠) 8点
- ・一般名処方 (10 mg × 1錠) 先発薬価 10点 ⇨後発医薬品 (5 mg × 2錠) 12点  
(後発医薬品で一般名処方より高い点数の場合)

**A-5 : 配合剤の変更（単剤から配合剤）**

配合剤を使用していた患者が当院採用薬の事情等をきっかけに単剤処方へと変更されていた場合、単剤処方を同一銘柄の配合剤を用いて調剤を行う。

**【適用条件】**

- ・配合剤の使用を患者が申し出ていること。
- ・患者に薬剤の用法・用量、外観、薬剤料等の違いを十分説明して同意が得られていること。

**【例】**

- ・テルミサルタン 40mg 1回 1錠  
アムロジピン OD錠 5mg 1回 1錠 1日 1回 朝食後  
→ ミカムロ配合錠 AP 1回 1錠

## B) 用法の変更

### B-1：頓用あるいは回数指定用法追記

指示が無いあるいは「医師の指示通り」の場合に、用法指示の追加を行う。

#### 【適用条件】

- ・ 以前に疑義照会を行っていること（2回目）。
- ・ 患者面談にて、理解が十分確認できていること。

#### 【例】

- ・ ロキソプロフェンNa錠 60mg 1回1錠 医師の指示通り  
→歯が痛いとき、1日3回迄  
(服薬指導時に医師の指示が確認できた場合、指示とする。)
- ・ ロキソプロフェンテープ 100mg 医師の指示通り  
→1日1枚貼付

### B-2：回数指定の用法変更（点眼薬）

薬剤の切り替えにより以前の通常用法と明らかにわかる場合、用法指示変更を行う。

#### 【適用条件】

- ・ 患者面談にて、理解が十分確認できていること。

#### 【例】

- ・ アレジオン LX 点眼液 0.1% 1日4回点眼  
→アレジオン LX 点眼液 0.1% 1日4回を2回に変更
- ・ ジグアス LX 点眼液 3% 1日6回点眼  
→ジグアス LX 点眼液 3% 1日6回を3回に変更

## C) 処方日数

### C-1：連日投与しない指示のある薬剤の日数調節

連日投与でない薬剤について、他の薬剤に合わせて日数変更を行う。

#### 【適用条件】

- ・ 他の薬剤の処方から必要な投与日が明確であること。

- ・処方間違いが明確であること。
- ・患者に用法・用量等を十分説明して同意が得られていること。

**【例】**

(薬剤は全て7日分の処方が出ているとき)

- ・バクトラミン配合錠 1回1錠 1日1回 朝食後 月・水・金に内服  
7日分 → 3日分
- ・フォサマック錠 35mg (週1回製剤) 1回 1錠 1日 1回起床時  
週1回月曜日 7日分 → 1日分

**D) 指示**

**D-1 : 一包化調剤**

患者からの申し出に応じて、一包化する。

**【適用条件】**

- ・薬剤の安定性が確認されていること。
- ・一包化によりアドヒアランスの向上等の改善が見込まれること。
- ・保管方法（遮光、吸湿性等）の対応で可能であり、患者が実施できること。
- ・患者に用法・用量、外観、調剤料等の違いを説明して同意が得られていること。

**【除外条件】**

- ・術前休薬などの指示がある薬剤は対象外とする。
- ・自己調節する薬剤は対象外とする。

**【例】**

- ・服薬指導時、患者より一包化してほしいとの申し出あり。  
→ 一包化指示を追加して、調剤する。

**E) その他**

**E-1 : 疑義照会済みの事例**

以前に行った疑義照会の内容と同様に変更を行う（2回目）。

**【適用条件】**

- ・以前実施した疑義照会の詳細について、調剤済み処方箋あるいは薬歴から確認できること。この場合、備考欄に疑義照会を行った日付を記載すること。

- ・患者との面談により、以前と変更がないことを確認できること。

【例】

- ・メトクロプラミド錠 5mg 1回1錠 毎食後  
→ 毎食前 (以前に調剤時に疑義照会済み)

## 10. 問い合わせ先

プロトコルの内容および手続きに関する問い合わせ先

松阪中央総合病院 薬剤部

TEL 0598-21-5252 (代)